

第14款 災害復旧費

(単位:千円)

事業名		本年度	前年度	比較
第14款 災害復旧費		3,615,569	3,878,287	△ 262,718
1項	農林水産施設災害復旧費	626,061	988,779	△ 362,718
1目	農地農業用施設災害復旧費	417,061	534,779	△ 117,718
	農地災害復旧 [補助公共] P. 365	86,110	137,985	△ 51,875
	農業用施設災害復旧 [補助公共] P. 366	330,951	396,794	△ 65,843
2目	林道災害復旧費	209,000	454,000	△ 245,000
	林道災害復旧 [補助公共] P. 366	209,000	454,000	△ 245,000
2項	公共土木施設災害復旧費	2,989,508	2,889,508	100,000
1目	林地荒廃防止施設災害復旧費	40,000	40,000	
	治山施設災害復旧 [補助公共] P. 367	40,000	40,000	
2目	土木施設災害復旧費	2,949,508	2,849,508	100,000
	単独公共事業事務費 [単独公共] P. 367	3,155	3,155	
	補助公共事業事務費 [補助公共] P. 368	32,085	32,085	
	土木施設単独災害復旧 [単独公共] P. 367	529,845	429,845	100,000
	土木施設補助災害復旧 [補助公共] P. 368	2,254,135	2,254,135	
	市町村災害復旧工事監督	12,000	12,000	
	国直轄災害復旧事業負担金 [補助公共] P. 368	118,288	118,288	

第1項 農林水産施設災害復旧費 — 第1目 農地農業用施設災害復旧費

年度	4	事業名	農地災害復旧		担当部課	農政部 農村整備課
		(事項)			担当者	施設保全係
					連絡先	027-226-3157
会計名	一般会計				説明書ページ	220
予算科目	第14款 災害復旧費—第1項 農林水産施設災害復旧費—第1目 農地農業用施設災害復旧費					
事業期間	年 ~ 年	根拠法令	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律			
	事業費	国庫支出金	その他特定財源	県債	一般財源	
当初予算額	86,110	86,110				
(前年度)	137,985	137,985				
(前々年度)	76,681	76,681				
決算額						
(前年度)	24,149	24,149				
(前々年度)	114,299	114,299				
事業目的 (県民にとってのメリットは?)					新・総合計画(基本計画)との関連	
台風等の異常な天然現象により被災した農地を復旧することにより農業経営の安定に寄与する。						
事業計画 (具体的に何をするのか?)					事業費(節)の内訳	
○事業内容 台風等の異常な天然現象により被災した農地を復旧する。					18 補助金	86,110
○事業主体 市町村等						
○負担割合 国50%、市町村等50% (甚大な被害の場合は、その程度に応じて国の補助率の引き上げの可能性ある。)						

第1項 農林水産施設災害復旧費 - 第1目 農地農業用施設災害復旧費・第2目 林道災害復旧費

年度	4	事業名 (事項)	農業用施設災害復旧			担当部課	農政部 農村整備課	
					担当者	施設保全係		
					連絡先	027-226-3157		
会計名	一般会計					説明書ページ	220	
予算科目	第14款 災害復旧費 - 第1項 農林水産施設災害復旧費 - 第1目 農地農業用施設災害復旧費							
事業期間	年 ~ 年		根拠法令					
	事業費	国庫支出金	その他特定財源	県債	一般財源			
当初予算額	330,951	328,824		1,000	1,127			
(前年度)	396,794	391,794		4,000	1,000			
(前々年度)	624,113	603,113		7,000	14,000			
決算額								
(前年度)	431,000	426,000		4,000	1,000			
(前々年度)	168,084	149,397	2,000		16,687			
事業目的 (県民にとってのメリットは?)						新・総合計画(基本計画)との関連		
台風等の異常な天然現象により被災した農業用施設を復旧することにより、農業経営の安定に寄与する。								
事業計画 (具体的に何をするのか?)						事業費(節)の内訳		
○事業内容 台風等の異常な天然現象により被災した農業用施設(農業用排水路、ため池、頭首工、揚水機、農道、農地保全施設)を復旧する。						12 委託料	1,000	
○事業主体 市町村等						14 工事費	4,458	
○負担割合 国65%、市町村等35% (甚大な被害の場合は、その程度に応じて国の補助率の引き上げの可能性ある。)						18 補助金	325,493	

年度	4	事業名 (事項)	林道災害復旧			担当部課	森林局 林政課	
					担当者	森林管理道係		
					連絡先	027-226-3223		
会計名	一般会計					説明書ページ	220	
予算科目	第14款 災害復旧費 - 第1項 農林水産施設災害復旧費 - 第2目 林道災害復旧費							
事業期間	H11年 ~ 年		根拠法令	農林水産施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律ほか				
	事業費	国庫支出金	その他特定財源	県債	一般財源			
当初予算額	209,000	205,599	1,457		1,944			
(前年度)	454,000	435,257	8,032		10,711			
(前々年度)	454,000	435,257	8,032		10,711			
決算額								
(前年度)	187,805	186,166	1,018		621			
(前々年度)	347,644	343,454	3,136		1,054			
事業目的 (県民にとってのメリットは?)						新・総合計画(基本計画)との関連		
暴風、洪水、地震、その他異常な天然現象により被災した既設林道の復旧を行い、林道の機能回復を図る。								
事業計画 (具体的に何をするのか?)						事業費(節)の内訳		
○事業内容: 台風等の異常な天然現象により被災した林道について、その機能回復のために必要な復旧工事を行う。						14 工事費	9,715	
○事業主体: 県、市町村等						18 補助金	199,285	
○負担割合: 奥地幹線林道 国65% 県・市町村等35% その他の林道 国50% 県・市町村等50% (被害が甚大な場合は、その程度に応じて国の補助率の引き上げの可能性ある。激甚災害指定 R元年台風第19号)								

第2項 公共土木施設災害復旧費 - 第1目 林地荒廃防止施設災害復旧費・第2目 土木施設災害復旧費

年度	4	事業名 (事項)	治山施設災害復旧		担当部課	森林局 森林保全課	
					担当者	治山係	
					連絡先	027-226-3252	
会計名	一般会計				説明書ページ	220	
予算科目	第14款 災害復旧費 - 第2項 公共土木施設災害復旧費 - 第1目 林地荒廃防止施設災害復旧費						
事業期間	S41年 ~ 年		根拠法令	公共土木施設災害復旧事業費国費負担法ほか			
	事業費	国庫支出金	その他特定財源	県債	一般財源		
当初予算額	40,000	24,633		12,000	3,367		
(前年度)	40,000	24,633		12,000	3,367		
(前々年度)	40,000	24,633		12,000	3,367		
決算額							
(前年度)							
(前々年度)							
事業目的 (県民にとってのメリットは?)					新・総合計画(基本計画)との関連		
台風等の災害により被災した治山施設について、迅速な復旧対策を講じることで、県民の安全・安心な暮らしを守る。							
事業計画 (具体的に何をするのか?)					事業費(節)の内訳		
○事業内容: 知事が法令に基づき維持管理している治山・地すべり防止施設が、降雨、洪水、暴風、地すべり、その他の異常な天然現象により生じた災害により被災した場合に、その機能を復旧する。					14 工事費	36,950	
○事業主体: 県					※ 事務費	3,050	
○負担割合: 国66.7%、県33.3% (負担法に基づく災害復旧)							
国65.0%、県35.0% (暫定法に基づく災害復旧)							
※事務費: 工事の設計・施工監理等に係る需用費							

年度	4	事業名 (事項)	土木施設単独災害復旧		担当部課	県土整備部 河川課	
					担当者	水害対策室防災係	
					連絡先	027-226-3619	
会計名	一般会計				説明書ページ	220	
予算科目	第14款 災害復旧費 - 第2項 公共土木施設災害復旧費 - 第2目 土木施設災害復旧費						
事業期間	年 ~ 年		根拠法令	河川法、道路法等			
	事業費	国庫支出金	その他特定財源	県債	一般財源		
当初予算額	533,000			532,000	1,000		
(前年度)	433,000			432,000	1,000		
(前々年度)	433,000			432,000	1,000		
決算額							
(前年度)	966,339			762,000	204,339		
(前々年度)	2,586,697	32,834	17,496	2,400,000	136,367		
事業目的 (県民にとってのメリットは?)					新・総合計画(基本計画)との関連		
県民生活の安定、また、社会経済上の影響を最小限にとどめるため、被災した施設を早期に復旧する。							
事業計画 (具体的に何をするのか?)					事業費(節)の内訳		
○事業内容: 異常な天然現象により生じた公共土木施設の被災箇所、被災規模や降雨量が国庫補助事業の採択基準に達しない箇所の施設復旧工事や土砂片付け等の応急復旧工事、補助事業を申請するために必要な測量試験委託業務等を実施する。					12 委託料	52,984	
○事業主体: 県					14 工事費	476,861	
○負担割合: 県100%					※ 事務費	3,155	
※事務費: 工事の設計・施工監理等に係る人件費、旅費や需用費等							

第2項 公共土木施設災害復旧費 — 第2目 土木施設災害復旧費

年度	4	事業名 (事項)	土木施設補助災害復旧		担当部課	県土整備部 河川課	
					担当者	水害対策室防災係	
					連絡先	027-226-3619	
会計名	一般会計				説明書ページ	220	
予算科目	第14款 災害復旧費 — 第2項 公共土木施設災害復旧費 — 第2目 土木施設災害復旧費						
事業期間	年 ~ 年	根拠法令	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法等				
	事業費	国庫支出金	その他特定財源	県債	一般財源		
当初予算額	2,286,220	1,503,508		782,000	712		
(前年度)	2,286,220	1,503,508		782,000	712		
(前々年度)	2,286,220	1,503,508		782,000	712		
決算額							
(前年度)	684,601	435,228		239,000	10,373		
(前々年度)	8,080,640	5,368,385		2,699,500	12,755		
事業目的 (県民にとってのメリットは?)					新・総合計画(基本計画)との関連		
県民生活の安定、また、社会経済上の影響を最小限にとどめるため、被災した施設を早期に復旧する。							
事業計画 (具体的に何をするのか?)					事業費(節)の内訳		
○事業内容：異常な天然現象により生じた公共土木施設の被災箇所 で、国庫補助事業対象となる箇所の施設復旧工事を実施する。 (主な公共土木施設) 道路…トンネル、橋りょう、法止擁壁など 河川…堤防、護岸など 砂防…堰堤、流路工など					14 工事費	2,254,135	
					※ 事務費	32,085	
○事業主体：県							
○負担割合：国66.7%、県33.3%							
※甚大な被害は、その程度に応じて補助率引上げの可能性がある。							
※事務費：工事の設計・施工監理等に係る人件費、旅費や需用費等							

年度	4	事業名 (事項)	国直轄災害復旧事業負担金		担当部課	県土整備部 監理課	
					担当者	予算係	
					連絡先	027-226-3517	
会計名	一般会計				説明書ページ	220	
予算科目	第14款 災害復旧費 — 第2項 公共土木施設災害復旧費 — 第2目 土木施設災害復旧費						
事業期間	年 ~ 年	根拠法令	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法等				
	事業費	国庫支出金	その他特定財源	県債	一般財源		
当初予算額	118,288			118,000	288		
(前年度)	118,288			118,000	288		
(前々年度)	118,288			118,000	288		
決算額							
(前年度)	1,117			1,000	117		
(前々年度)	2,275,878			2,267,000	8,878		
事業目的 (県民にとってのメリットは?)					新・総合計画(基本計画)との関連		
国が行う道路・河川等の災害復旧事業について、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法に基づき、県がその費用の一部を負担する。							
事業計画 (具体的に何をするのか?)					事業費(節)の内訳		
○事業内容：公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第5条に基づき国直轄事業に対して、その一部を負担する。					18 負担金	118,288	
○事業主体：国							
○県の負担割合：33.3%							
なお、他の都県が利益を受ける場合には、その受益の割合に応じて各都県が費用を負担する。							